

## 医療機関における行政検査に伴う行政との集合契約【医療機関用】

- 1 契約の内容：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務
- 2 契約期間：契約締結日から令和3年3月31日まで
- 3 対象検査：PCR検査（鼻咽頭拭い液、喀痰、唾液等の検体）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液等）
- 4 契約の手挙げ方法：所定の委任状を所属の地域医師会へ提出して下さい。  
※委任状は、本会 HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」へ記載、地域医師会からの配布、動く県医での資料配付を予定しております。
- 5 地域医師会への提出期限
  - (1) 令和2年9月30日（水）12時までに地域医師会へ委任状をご提出下さい。
  - (2) 上記の期限までに手挙げした医療機関は国からのPPEの優先供給が受けられます。
  - (3) 途中から手挙げを希望する医療機関は随時、受け付けを実施しております。
- 6 感染対策：集合契約の手挙げには、一定以上の感染対策が必要となりますので、委任状の記載をご確認下さい。
- 7 各圏域に設置される「地域外来・検査センター」の集合契約との違いについて  
医療機関での検体採取に伴う行政検査の契約となり、当該センターの契約とは別物になりますので、自院での検体採取や行政検査を希望する場合は、手挙げが必要となります。
- 8 契約日時：集合契約には、医療機関から地域医師会へ委任状を提出した後、岐阜県医師会へ報告があった時点で契約が成立することとします。
- 9 「委任状」の様式  
岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からダウンロードが可能となっております。
- 10 その他  
不明な点は、岐阜県医師会事務局（058-274-1111）へお問い合わせ下さい。

担当者	岐阜県医師会 事務局 田宮		
住所	500-8510 岐阜市藪田南3-5-11		
T E L	058(274)1111	内線	211
F A X	058(271)1651		